

閲覧用

第9期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画<案>に対するパブリックコメント意見一覧

【概要】

令和5年12月20日(水)～令和6年1月19日(金)まで、市内の主な公共施設及び市ホームページにおいて公表し、第9期河内長野市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(案)に対するパブリックコメントの意見募集を実施しましたところ、42人より58件の貴重なご意見をいただきました。

これらのご意見と、ご意見に対する市の考え方は下記のとおりです。

◆分類について

変更	ご意見を受けて計画(構想、指針、条例など)に変更を加えました。
包含	ご意見の趣旨等は計画(構想、指針、条例など)に含まれています。
参考	ご意見の趣旨等は計画(構想、指針、条例など)に含まれていますが、ご提案内容は今後の取り組みの参考等とすべきと考えます。
その他	ご意見につきましては、計画(構想、指針、条例など)に反映しないものとします。

番号	分類	ページ	ご意見(の概要)	市の考え方
1	参考	84～86	《介護予防の取組みについて》 高齢になって、少しずつ行動や認知に弱さがみられるようになったら、予防的にリハビリなどが利用できるようにハードルを下げてほしい。利用に自己負担がかかることでためらう人も多いと思う。誰もが気軽にサービスを使うことで重症化が防げて、結局節約になるのではないか。	介護予防・日常生活支援総合事業(総合事業)では、要支援の認定を受けている人の他に、認定を受けていなくても基本チェックリストと面談の結果によっては、「訪問型サービス」や「通所型サービス」などの利用が可能となり、生活機能の維持向上を目指したサービスが提供されます。 また、65歳以上のすべての市民を対象に、介護予防の普及・啓発を行うとともに、住民主体の介護予防活動や通いの場を支援しております。 今後におきましても介護予防事業の強化・推進に努めて参ります。
2	参考	84～88	《介護予防の取組みについて》 計画では、介護予防に健康づくりを推進するとし、一次予防の大切さを言われています。高齢者の多くは、日常生活を維持するため様々な努力をしています。市では、集まる場所やトレーニングの場を提供するなどの取組は行っています。しかし、もっと身近なところで多くの人が日常的に楽しく健康づくりが出来るようなことにも力を入れてほしいと思います。 公園を整備することで、高齢者にかかわらず公園を利用する子育て中の方々との交流にもつながり地域のコミュニティが活発になると考えます。健康維持や介護予防への取り組みに期待します。	それぞれ自らが要介護状態となることを予防するために、主体的に健康づくり・介護予防活動に取り組んでおられます。 各地域と連携の下、介護予防教室の開催や自主的な介護予防活動の継続支援を行い、より身近なところで健康づくりや介護予防活動に取り組めるよう進めて参ります。 公園につきましては、様々な世代の方が集い、憩いの場となるよう、利用者のニーズも参考にし、整備を進めて参ります。
3	包含	77	《住宅改造成について》 介護保険の認定を受けないと手すり設置等の補助が無いと聞きました。ケガしてから手すり設置では遅いです。年齢(後期高齢者)で予防する意味で補助が出るようにならないでしょうか。	市の独自事業として、要介護認定を受けていない65歳以上の方を対象とした「高齢者住宅改造成事業」を実施しております。

4	参考	77	<p>《高齢者難聴補聴器購入助成について》</p> <p>本事業計画では「高齢者の尊厳を保持し、可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営む」ため「高齢者の生きがいづくりや社会参加の促進」することをもちょうにする」と明らかにしています。必要なことは高齢者の健康状態などに応じた対策や援助を行うことが求められています。</p> <p>年金者組合では、高齢になることで多くの方に起こると言われる加齢性難聴について、「加齢性難聴者への補聴器購入公的補助制度」を求める請願を行い、全会一致で採択されました。私たちは、難聴者は補聴器により正しく対応することで日常生活が維持でき認知症発症の低減を図る有効な手段であることから、できるだけ多くの市民が利用できる公的補助制度導入で、認知症へ至る方を少なくすることを望んでいます。</p> <p>本計画に以下のような内容を盛り込むとともにその具体化に努めていただくことを要望します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1、対象年齢 高齢者 2、聴力 40～70デシベル以下 3、所得制限 年収400万円以下 4、助成金額 2分の1助成 上限10万円 	<p>高齢者の難聴は生活障がいのみならず、認知症発症のリスクになる可能性も報告され、介護予防や生活の質を維持していく上でも、適切な対応を図ることが重要であると認識しています。</p> <p>また、計画に具体的な記載はありませんが、請願の趣旨に鑑み、加齢性難聴者の補聴器購入費用の一部助成制度を令和6年度実施に向けて検討を進めております。</p> <p>加齢性難聴者への補聴器購入費助成事業の実施にあたっては、新たに予算措置を要することから、令和6年度予算案に計上することとしており、市議会で予算案が承認されましたら、実施に努めて参りたいと考えています。</p>
5	参考	77	<p>《高齢者難聴補聴器購入助成について》</p> <p>加齢性難聴者への補聴器購入補助制度を導入してください。加齢性難聴は日常生活への影響や認知機能の低下など、本人や家族への影響はとて大きいと思います。</p> <p>制度内容は出来るだけ多くの市民が購入し利用できるものとなるよう、年齢や所得などの制限を出来るだけ低くすることが大切だと思います。</p>	<p>高齢者の難聴は生活障がいのみならず、認知症発症のリスクになる可能性も報告され、介護予防や生活の質を維持していく上でも、適切な対応を図ることが重要であると認識しています。</p> <p>また、計画に具体的な記載はありませんが、請願の趣旨に鑑み、加齢性難聴者の補聴器購入費用の一部助成制度を令和6年度実施に向けて検討を進めております。</p> <p>加齢性難聴者への補聴器購入費助成事業の実施にあたっては、新たに予算措置を要することから、令和6年度予算案に計上することとしており、市議会で予算案が承認されましたら、実施に努めて参りたいと考えています。</p>
6	参考	87～88	<p>《特定健康診査について》</p> <p>特定検診等で聴力（難聴）検査を行うことにしてください。高齢者の難聴は、認知機能が低下し認知症最大のリスクといわれている。早期発見と早期対応を促すことが大切です。</p>	<p>特定健診は、国民健康保険の被保険者40歳以上75歳未満を対象としたメタボリックシンドロームに着目した生活習慣病を早期に発見する健康診査です。</p> <p>通常の健診とは目的が異なっていることから、実施は難しいと考えています。</p>
7	参考	77	<p>《福祉サービスの充実について》</p> <p>基本目標1(5)日常生活を支えるサービスの充実について</p> <p>在宅高齢者の生活ニーズに応じたきめ細やかな福祉サービス(ゴミ処理など生活環境整備など)の充実を図ります。()内を追加挿入します。</p> <p>在宅高齢者の生活ニーズは多種多様で、特に広い市域には坂が多く、買物やゴミ出しが困難です。</p>	<p>地域の実情を住民と情報共有しながら、生活支援コーディネーターを中心に、日常生活上の支援を必要とする高齢者のニーズに応じた地域の支え合い活動を進めています。ご指摘のとおり、在宅高齢者の生活ニーズは多種多様であるため、特定の項目のみを記載することはありませんが、ニーズを把握しながら日常生活を支えるサービスの充実に向けて参ります。</p>
8	参考	100～101	<p>《交通機関の充実について》</p> <p>基本目標5(1)高齢者にやさしい住環境づくりの推進</p> <p>車がなくても、買物や移動等がしやすいように地域を細かく回る交通機関の充実を願います。</p>	<p>「高齢者にやさしい住環境づくり」とおり、関係機関と連携して交通機関の再構築や移動支援に努めます。</p> <p>また、地域の実情に合わせた地域の支え合い活動を進め、ニーズに応じた地域の支え合い活動を進めて参ります。</p>

9	参考	100	<p>《交通機関の充実について》</p> <p>基本目標5 安全・安心・快適に暮らせる住まいとまちづくり (1)高齢者にやさしい住環境づくりの推進 金剛バスの様に地域によって足がなくなるという事態にはなって欲しくない。令和22年には高齢化率が50%近くになるというなか、早く具体的案を出して取り組んで欲しい。脚は不自由になり車の免許は返納、医者通いだけは増え一日仕事となり負担が大きい。交通費の値上げに、本数は減り時間を合わせるのも大変で大きな病院へは行きにくい。</p>	<p>「高齢者にやさしい住環境づくり」とおり、関係機関と連携して交通機関の再構築や移動支援に努めます。 また、地域の実情に合わせた地域の支え合い活動を進め、ニーズに応じた地域の支え合い活動を進めて参ります。</p>
10	参考	100～101	<p>《住環境づくりについて》</p> <p>基本目標5(1)高齢者にやさしい住環境づくりの推進 単身高齢者が増えていく中、空家対策ともからめて安く住まえる集合住宅などができてほしいです。</p>	<p>「高齢者にやさしい住環境づくり」とおり、関係機関と連携して交通機関の再構築や移動支援に努めます。 また、地域の実情に合わせた地域の支え合い活動を進め、ニーズに応じた地域の支え合い活動を進めて参ります。</p>
11	参考	112	<p>《訪問型サービスの報酬について》</p> <p>「訪問型サービス」の単価については、訪問介護員(介護福祉士・有資格者)が、サービスを提供した場合は、従来額を補償すること。</p>	<p>「訪問型サービス」の報酬額につきましては、サービス内容により報酬額を設定しています。実情に応じた適正な設定に努めて参ります。</p>
12	参考	該当なし	<p>《ごみの個別収集について》</p> <p>ごみ集積について 個別収集の実現はいつでしょうか。 高齢者が坂を上り、重い袋を持っていくのは大変です。市の業務として一日でも早く個別収集の実現を。</p>	<p>本市では、平成24年度から高齢や障がい等によりごみ出しが困難となっている世帯を対象に「ふれあい収集」(無料での戸別収集)を実施し、ごみ出しが困難となっている高齢者世帯等への対応を図ってきたところです(なお、ふれあい収集の適用につきましては、「河内長野市家庭ごみふれあい収集実施要綱」に定める一定の要件がございます。) 一般家庭へのごみの戸別収集につきましては、学識経験者や公募の市民などで構成する「河内長野市廃棄物減量等推進審議会」で審議・検討を行った結果、令和5年7月19日付で、次の答申を得たところです。</p> <p>(答申一部抜粋) 「本審議会といたしましては、河内長野市の現状において、市域全域や希望する地域単位での家庭ごみの戸別収集方式の導入は難しいとの結論となりました。一方で、現状のステーション方式での収集を継続するに当たり、『現行のごみ出し・ごみ収集制度を改善・拡充する取組』及び『地域の取組を強化・支援する取組』が必要であるとの見解に至りました。」 ※ 答申書全文は、市ホームページにて公表しております。 https://www.city.kawachinagano.lg.jp/uploaded/attachment/34156.pdf</p> <p>現在、市では、この答申を受け、「現行のごみ出し・ごみ収集制度を改善・拡充する取組」及び「地域の取組を強化・支援する取組」の具体的施策の内容を検討しているところです。 具体的施策の内容につきましては、それぞれ新たに予算措置を要することから、令和6年度予算案に計上することとしており、市議会で予算案が承認されましたら、施策の実施に努めて参りたいと考えています。</p>

13	参考	116 118	<p>《介護保険料の引き下げ及び多段階化について》</p> <p>物価高騰の折、市民税非課税世帯だけでなく、高い介護保険料の負担で、市民の家計は苦しくなっている。介護保険料の負担を下げたい。保険料の所得段階を細分化し、高額所得者に応分の負担を求めてほしい。昨年の介護保険特別会計の黒字を繰越金として介護保険料の軽減にあてて欲しい。</p>	<p>介護保険料の所得段階細分化につきましては、第8期は13段階でしたが、第9期は15段階と2段階増やしております。また、最高段階の所得は1,000万円以上から1,500万円以上とし、基準保険料額に対する乗率も、2.0倍から2.3倍と応分の負担をいただくよう計画しております。このように、第9期計画において市民税課税者にかかる所得段階の多段階化と基準保険料額に対する乗率の上乗せを計画しておりますが、一定所得以上の所得段階を対象としております。</p> <p>また、第9期計画期間中の介護保険料については、介護給付費準備基金の残高約13億円を全額取り崩し、介護保険料の上昇を抑えるよう努めております。</p>
14	参考	117	<p>《介護保険料の減免について》</p> <p>第8期時に決定した低所得者の軽減を引き続き実施して欲しい。生活困窮者の減免制度をもっと拡充して欲しい。</p>	<p>保険料を所得に応じた15段階設定とし、低所得者の基準保険料額に対する乗率を引き上げております。さらに、第1～第3段階については、保険料を軽減し、軽減分に対して公費負担を行っており、第9期も継続する予定です。</p> <p>また、一定の低所得者について、収入や資産、扶養などの基準に該当する場合は、独自の減免制度に基づき第1段階相当の保険料に減額しておりますが、減免基準等につきましては、社会情勢等に鑑みて判断して参りたいと考えております。</p>
15	参考	該当なし	<p>《介護サービス未利用者への還元について》</p> <p>高い介護保険、使わない人に還元があってもよいのでは。</p>	<p>介護保険は、皆で支え合う社会保障制度であり、介護保険法第4条第2項に「国民は、共同連帯の理念に基づき、介護保険事業に要する費用を公平に負担するものとする。」と規定されております。皆様から納めていただいた保険料は、全て介護を必要とする方が受ける介護サービスの費用に使うこととされ、サービスを利用しない場合に保険料を返還することはありません。</p>
16	参考	該当なし	<p>《介護サービス利用時の自己負担額について》</p> <p>介護保険の使える範囲を広げてほしい。必要な支援を保険料負担だけで受ることができず自己負担が多くあると、本当は必要な支援をがまんすることになる。介護サービス利用率2割負担への対象拡大は、反対して欲しい。</p>	<p>介護認定の段階は、要支援1～要介護5まであり、各段階に合わせ、使える介護サービスがございます。介護サービス利用率2割負担への対象拡大は、第9期計画期間中は見送られています。</p> <p>また、制度改正にあたっては生活状況等を勘案した上で慎重に検討するよう、引き続き国へ要望して参ります。</p>
17	参考	該当なし	<p>《要介護1及び2の総合事業移行について》</p> <p>利用者のサービス選択権を保証し、サービスについて全ての要支援認定者が「従来型」を利用できるようにしてほしい。介護給付内容の限定化、縮小(要介護1、2等の保険外)などで不安が高まるが、安心できる制度づくりのため国へ働きかけて欲しい。</p>	<p>適切なケアマネジメントの結果サービスが必要と考えられる要支援認定者については、訪問相当サービスや通所相当サービス等をご利用いただいているところです。</p> <p>なお、要介護1及び2の総合事業への移行については、第9期計画期間中の実施は見送られております。引き続き、制度改正にあたっては現サービスの利用状況等を勘案するよう、国へ要望して参ります。</p>

18	参考	該当なし	<p>《介護職員等の処遇改善について》</p> <p>ヘルパーさんの賃金を上げて待遇を改善して欲しい。ヘルパーさん不足はそのままだと増々深刻になると思います。</p>	<p>令和6年度報酬改定において、介護職員等の処遇改善を図るべく+0.98%の改定が行われます。さらなる処遇改善を国に対して要望して参ります。</p>
19	変更	37	<p>《第3章の検討テーマ4について》</p> <p>「将来の世帯類型の変化に応じた支援・サービス提供体制の検討」で、介護保険のサービスの利用状況を示しているが、前回は世帯類型別での状況となっていたが、今回は一括した数字となっている。前回の数字を見ると世帯状況による利用状況が大きく違うことから、前回の数字のほうがより分かりやすいと思うが何か理由はあるのですか。</p>	<p>コロナ禍におきまして、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、希望者には認定調査を実施せず認定有効期間を12ヶ月延長する取扱いがありました。このため、在宅介護実態調査の調査件数がかなり減少したことから、一括した数字としておりましたが、再度検討を行い、より分かりやすいものとするため、前回と同様のものに変更いたします。</p>
20	その他	該当なし	<p>《介護保険制度の相談窓口について》</p> <p>介護保険のシステム(仕組み・使い方)についての相談窓口はどこか。</p>	<p>介護保険の仕組みについてのお問い合わせは、市役所介護保険課までお願いいたします。また、介護保険の使い方については、市内3か所にある、地域包括支援センターがご相談窓口となっております。</p>

問い合わせ先: 河内長野市原町一丁目1番1号
河内長野市役所 福祉部 地域福祉高齢課
0721-53-1111